せいかつ ほ ご

生活保護のしおり





生活保護は、自分の力だけでは生活できない人に、国が まいていせいかつ ほしょう 最低生活を保障するものです。

るくしじむしょ せいかつ そうだんあいて みんせいいいん 福祉事務所は、あなたの生活の相談相手として、民生委員・じどういいん きょうりょく かぎ えんじょ 児童委員とともに協力し、できる限りの援助をします。

正しく保護を受け、将来自立をするためにこの冊子をよく読み、権利と義務についてしっかりと理解しておきましょう。

- もくじ -

1	生活保護とは・・・・・・・・・1
2	生活保護が決まるまでの流れ・・・・・3
3	生活保護のしくみ・・・・・・・・4
4	ケースワーカーと民生委員・児童委員・・5
5	保護の種類・・・・・・・・・6
6	減免されるもの・・・・・・・・7
7	医療を受けるとき・・・・・・・8
8	介護を受けるとき・・・・・・・9
9	せいかつ ほ ご りょうちゅう まも 生活保護を利用中に守らなければ
	ならないこと・・・・・・・10

せいかっほ ご 1 生活保護とは

せいかつ ほ ご けんぽうだい じょう こくみん けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつ 生活保護とは、憲法第25条「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活 いとな けんり ゆう りねん もと せいてい せいかつほごほう を 営 む権利を有する」の理念に基づき制定された生活保護法により、国民の じぶん ちから せいかつ せいぞんけん ほしょう てだす 生存権を保障するとともに、自分の力で生活していけるように手助けをする制度です。 じぶん しさん のうりょく 自分の資産や能力、さまざまな制度を活用しても生活を維持することが困難な 場合に、誰もが受けることができますが、次のような定めがあり、最善の努力をつ せいかつ ばあい ふくしじむしょちょう しんせい ひつよう くしてもなおかつ生活できない場合に、福祉事務所長に申請することにより、必要 かね しなもの なお金や品物などが支給されます。

(1)能力の活用

はたら かた のうりょく おう しごと はげ びょうき 働 ける方は、能力に応じて仕事に励んでください。ただし、病気やしょうがい た りゅう はたら かた もんだいかいけつ ゆうせん 障害、その他の理由で働けない方は、その問題解決を優先とします。

(2)資産の活用

生いかつひつじゅひんいがい ざいさん よちょきん とち かおく こうがく ちょちくせい たか 生活必需品以外の財産 (預貯金、土地、家屋、高額または貯蓄性の高 かた く い各種保険、貴金属類、自動車、ピアノなど) のある方は、暮らしのた かつよう ばいきゃく せいかっひ めに活用 (たとえば、売却して生活費にあてるなど) してください。 きょじゅうよう ふどうさん げんそく ほゅう みと ただし、居住用の不動産は原則として保有が認められます。



◇◆ 自動車の保有などについて ◆◇

生活保護受給期間中は自動車の保有や、借りて利用することは、次の
りゅう
理由などにより原則として認められていません。

- ・生活保護制度は、生活に困っている方の最低限度の生活を保障するにすぎないため、自動車の保有にかかる保険料、自動車税、車検費用や はんりょうだい たがく けいひ ないていせいかつ あっぱく 燃料代など多額の経費により最低生活が圧迫されること はいしょうのうりょく もんだい
- ・交通事故を起こしたときの賠償能力に問題があること
- ・地域の低所得者との均衡が保てないこと

生活保護受給期間中に、福祉事務所の指導・指示に従わず、 全意は 原ゆうしたり借りて利用すると、保護の変更、停止または廃止 をされます。 ただし、個別の事情によっては自動車やオートバイの保有が認められる場合もあるのでご相談ください。



(3)扶養義務者の援助の活用

なお、親族の扶養は、可能な範囲の援助を行うものであり、援助可能な もしたぞく 親族がいることによって、生活保護の利用ができないということにはなりません。

また、配偶者等からの暴力や虐待など特別な事情がある場合には、親族への照会を見合わせること(※)もあるため、事前にご相談ください。

- - ・過去の生活歴などから明らかに扶養ができない者 (例えば、当該扶養 ・過去の生活歴などから明らかに扶養ができない者 (例えば、当該扶養 養むしゃ しゃっきん かき 義務者に借金を重ねている、当該扶養義務者と相続をめぐり対立し ているなどの事情がある、縁が切られている、10年程度音信不通で あるなどの 著しい関係不良の場合)
 - ・当該扶養義務者から過去に暴力・虐待の経緯があるなど、扶養を求めることにより明らかに本人の自立を阻害することになると認められる者など

(4)他の制度の活用

生活保護以外にも、生活を支えるための様々な公的な制度(国民年金、生活保護以外にも、生活を支えるための様々な公的な制度(国民年金、厚生年金、障害年金、児童扶養手当、健康保険、雇用保険など)があります。生活保護より、他法・他施策が優先となるため、他に活用が可能な制度がある場合は、まずはそれから制度を活用いただくこととなります。対象になる方は手続きをし、すべて受けてください。

2 生活保護が決まるまでの流れ

さまざまな理由で、生活が成り立たなくなってしまうことがあります。そんなとき まくしじむしょ いちど そうだん せいかっほ ご りょう かたがた には、福祉事務所に一度ご相談ください。生活保護の利用だけでなく、その方々の もんだいかいしょう きょうりょく せいかっほ ご りょう さい いか 問題解消のため、ご協力いたします。なお、生活保護の利用の際には、以下の てっぱ へ

1. 相談

福祉事務所(相談場所については原則、福祉事務所または各支所ですが、お身体が不自由など、どうしてもがいしゅっこんなん ばあい ほうもん 外 出 困難な場合は訪問もできます。)またはお住まいのちく みんせいいん じどういいん そうだん 地区の民生委員・児童委員にご相談ください。相談時には、プライベートな部分もあるため、お話は可能な範囲で構いませんので、お気軽にご相談ください。



2. 申請



3.調査

福祉事務所は、生活保護を申請されたあなたの家庭などを訪問して、生活状況や保護の要件が満たされているかなどをお尋ねします。また、預貯金調査や、扶養養験調査、資産調査など関係機関へ照会を行います。 (原則14日以内に決定・特別な事情で調査に時間をような場合は30日以内)。



4. 決定

るくしじむしょ 福祉事務所は、あなたの申告内容や関係機関への ロようかい けっか もと 照会の結果に基づいて、厚生労働大臣が定める基準 世たい しゅうにゅう くら せいかつほご ひっよう と世帯の収入を比べて、生活保護が必要かどうかを けってい 決定します。



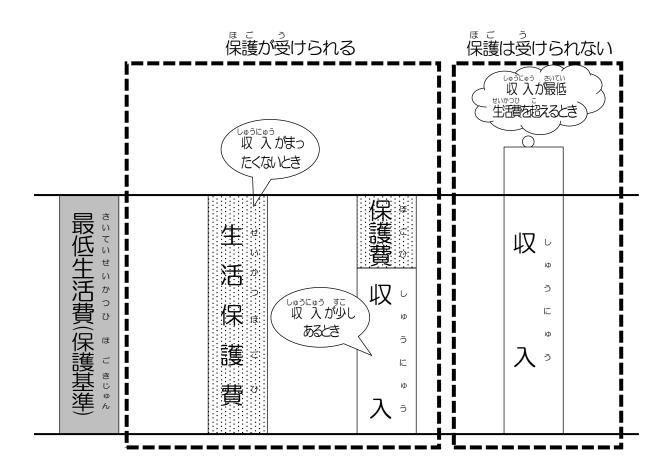
せいかっほ ご 3 生活保護のしくみ

生いかつほごう 生活保護を受けることができるかどうかは、国が定める保護基準に基づいて さんてい さいていせいかつひ しゅうにゅう くら はんだん 算定した最低生活費と収入を比べて判断します。

その場合、同居している世帯全体を単位として、最低生活費や収入を算定します。

せいかつほご しんせい きほんてき こじん せたいたんい そのため、生活保護の申請は基本的には個人ではなく世帯単位となります。 せたい しゅうにゅう さいていせいかつひ すく 歩そくぶん ほごひ世帯の収入が最低生活費より少ないときには、その不足分だけが保護費として支給されます。

なお、1 ヶ月以上の入院、老人保健施設などに入所している場合は異なった基準額となり、収入に応じて自己負担額が発生する場合があります。



(1)申請について

保護を決めるために、保護申請書のほか、必要な書類によ しんせいてつづ

り申請手続きをしていただきます。



(2) 収 入 について

- (はたら) え きゅうよ がく おう さだ いっていがく きんろう ()また、働いて得た給与などは、額に応じて定められる一定額(勤労 こうじょ さ ひ しゅうにゅう あつか 控除)などを差し引き、収入として扱われます。



(3)保護費の受け取り方

まいつき か どょう にちょう しゅくじつ ぜんじつ していこうざ ふ こ毎月5日(土曜・日曜・祝日のときは前日)に指定口座に振り込まれます。



(4)不服の 申 立について

福祉事務所の行った保護の申請却下、変更、停止、廃止などの決定に不服があるときは、決定を知った日の翌日から3ヶ月以内に、兵庫県知事に対してを査請求をすることができます。生活保護法第77条の2及び第78条による決定に不服があるときは、朝来市長に対して審査請求を行うこととなります。

せいかつ ほ ご りよう

4 ケースワーカーと民生委員・児童委員

ち く たんとういん

(1)ケースワーカー

ケースワーカー(地区担当員)は、生活保護を利用される方のお困りごとのかいけっ じゅっ ぬ ざ ひっょう いっしょ かんが てだす もの解決や、自立を目指すために必要なことを一緒に考え、手助けする者です。あせいかっじょうきょう たず せたい じっじょう おう ひっょうなたの生活状況などをお尋ねし、世帯の実情に応じた必要なじょげん しどう おこな ていきてき かていほうもん おこな 助言や指導を行うために、定期的に家庭訪問を行っております。

日常生活で何か困ったことや、不明なことがありましたら、気軽 ^{そうだん} に相談してください。



まんせいいいん じどういいん ちいき せいかつ こま なや も かたがた ひっょう 民生委員・児童委員は、それぞれの地域で、生活に困ったり悩みを持つ方々に必要 えんじょ じょげん みまも おこな ふくしじむしょ きょうりょくかんけい なに こまな援助や助言、見守りを行います。福祉事務所と協力関係にありますので、何か困 きがる そうだん つたことや、不明なことがありましたら、気軽に相談してください。

5 **保護の種類**

生活保護は、その内容ごとに次の8種類の扶助があります。

せいかつふじょ

いしょく すいどうこうねっひ にちじょうせいかつ 衣食、水道光熱費など日常生活に



がまう でまう せたい 必要 な 費用 を 世帯 の にんずう 人数などで算定されます。

*3 教育扶助

こ子どもが義務教育を受けるための がくようひんひ がっきゅうひ きゅうしょく 学用品費、学級費、給食 ないていげんひつよう 費などの最低限必要な けいひ しきゅう 経費が支給されます。

5 介護扶助



りょうきぼう 利用希望があるとき は、福祉事務所にご ^{そうだん} 相談ください。

世帯員が亡くなった際に必要な をうぎひょう 葬儀費用などについて、 ばんどがくない しきゅう 限度額内で支給されますが、

^{ヒきゅう} ょうけん 支給には要件があります。

-② 住 宅扶助

やちん ちだい じゅうたく ほしゅう 家賃、地代、住宅の補修などの費用 が定められた限度 はんいない しきゅう 範囲内で支給され ます。

4 医療扶助・

でようき ちりょう ひつよう ひよう 病気やけがの治療に必要な費用。 じりょうひ げんぶつしきゅう 医療費は現物支給となるため、 保険適用内のものについては、 自己負担が発生しません。 ちりょうざいりょう せじゅつ ようけん 治療材料や施術など要件にあて



はまるものについては、支給可能なものもあります。

(a) しゅっさんふじょ (b) 出産扶助



Lゅっさん 出産にかかる費用について、 ばんどがくない Lきゅう 限度額内で支給されます。

⑦ 生業扶助

こうとうがっこう 高等学校にかかる ひょう しゅうしょく 費用や就職する でつよう だのう ために必要となる技能、 しかくしゅうとく 資格習得にかかる費用が支給されます。 毎月支給される保護費のなかには、最低生活費として必要なものは、すべて含まれています。しかしながら、出産、入学、入退院や新しく保護を受ける方で必要なものの持ち合わせがないなど、やりくりではこれらの必要なものの確保でが困難な場合があります。そのような臨時的な需要に応じるため、被服費や家屋はしゅうひ、いそうひ ひつよう おう いちじょじょ 補修費、移送費など必要に応じて支給される一時扶助があります。

それぞれの支給には一定の条件があり、支給されない場合や上限額がありますの ぶくしじむしょ そうだん で、福祉事務所にご相談ください。

しきゅう かなら じぜん そうだん しんせい ひつよう りょうしゅうしょ 支給にあたっては、必 ず事前の相談・申請が必要となります。また、領 収 書 など しょるい ひつよう はあい の書類が必要な場合もあります。

6 **減免されるもの**

つぎ ひょうなど せいかつほ ごじゅきゅうちゅう めんじょ げんがく 次のような費用等は、生活保護受給中は免除・減額されたり、または資格を うしな たず 失うことがありますので、福祉事務所にお尋ねください。

げんめん できょう う できょう う ※減免については、本人が手続きをとらないと適用が受けられません。

◇**◆免除・減額されるもの◆**◇-

- こくみんねんきん ほけんりょう
- 国民年金の保険料
- 〇 住民税
 - じゅしんりょう
- NHKの受信料
- ケーブルテレビの基本使用料 こていしさんぜい
- 固定資産税
 - ほいくえん ほいくりょう
- 保育園の保育料
- しえいじゅうたくとう やちん
- 市営住 宅等の家賃



◇◆資格を 失 うもの◆◇·

- こくみんけんこうほけん 国民健康保険
- こうきこうれいしゃ い りょう ほ けん
- 後期高齢者医療保険
- ふく しいりょう ひ じゅきゅうしゃしょう
- 福祉医療費受給者証



7 医療を受けるとき

でようき
○病気やけがをしたときは、生活保護法の指定医療機関(病院・
いいいん じゅしん じたく ちか していいりょう
医院)を受診することができます。できるだけ自宅から近い指定医療
きかん じゅしん いりょうきかん じゅしん いりょうきかん じゅしん いりょうきかん じゅしん とていない医療機関を受診してください。指定されていない医療機関を受診されたと いりょうひぜんがく じこふたん しはら きは、医療費全額を自己負担で支払わなければならないことがありますので、事前にケースワーカー(地区担当員) に確認してください。



- *** びょうき かしょいじょう いりょうきかん げんそく みと ○同じ病気で2ヶ所以上の医療機関にかかることは、原則として認められません。また、遠方(市外遠距離)の医療機関にかかるときは、事前にケースワー(地区担当員)に相談してください。
- ○受診には福祉事務所が発行する事務連絡票が必要です。本人または家族が福祉 □ ましょ き しんせい 事務所に来て申請してください。
- つういん よくげつ つづ げんそく つき か しょうびょうとどけ しんせい ○通院が翌月に続くときは、原則として月が替わるごとに 傷 病 届 の申請をして ください。
- まくしじむしょ し きゅうびょう え いりょうきかん じゅしん ○福祉事務所が閉まっているときに、急病などでやむを得ず医療機関を受診 せいかっほごじゅきゅうしょう ていじ せいかっほごじゅきゅうちゅう するときは、生活保護受給証を提示して、生活保護受給中であることをった じゅしん ごじっ ふくしじむしょ れんらく 伝えて受診し、後日すみやかに福祉事務所へ連絡してください。
- 世いかつほご じゅきゅうちゅう こくみんけんこうほけん つか けんこうほけん かにゅう ①生活保護を受給中は国民健康保険が使えなくなりますが、健康保険に加入 ちゅう けんこうほけんしょう ふくしじむしょ はっこう じむれんらくひょう りょうほう つか 中は、その健康保険証と福祉事務所が発行する事務連絡票の両方を使う けんこうほけん かにゅう かのうせい かた ほうこく こととなります。(健康保険に加入できる可能性がある方は報告してください。)
- ○処方される医薬品については、医師により後発医薬品(ジェネリック医
 やくひん しょう かのう はんだん
 薬品)の使用が可能と判断されたときは、原則として後発医薬品が調剤さ
 れます。(平成30年10月より原則化されました。)

◇◆後発医薬品(ジェネリック医薬品)とは◆◇ -

生かばついやくひか おな ゆうこうせいぶん おな りょう なく くすり た発医薬品と同じ有効成分で同じ 量を 含む 薬 であり、先発医薬品と ひんしつ き め あんぜんせい どうとう 品質や効き目、安全性が同等であることを厳正に審査したものです。 後発医薬品の普及については、国全体で取り組んでいます。

8 介護を受けるとき

さいいじょう こうれいしゃ さいいじょう さいみまん ひと 65歳以上の高齢者または40歳以上65歳未満の人で「脳血管疾患」など くていしっぺい びょうき じりき せいかつ 特定疾病の病気があり、自力で生活を維持することが困難なときに介護保険サ ービスを利用することができます。

かいごほけん 次の方は、生活保護を受けていても「介護保険」に加入することになります。 さいいじょう かた かいごほけん だい ごうひ ほけんしゃ

- 65歳以上の方(介護保険の第1号被保険者)
- かた かいごほけん だい ごう けんこうほけん かにゅう さい さい ○ 健康保険に加入している40歳から64歳までの方(介護保険の第2号 ひ ほけんしゃ 被保険者)
- かいごほけん りようしゃふたん かいご ひつよう ※ 介護サービスを必要とする方には、「介護保険で利用者負担となる部分」 せいかつ ほ ご が生活保護から支給されます。
 - ようかいごにんてい (1) 介護サービスを受けるためには、「要介護認定」を受ける必要があり ますので、市役所のふくし相談支援課に相談してください。
 - ふくしじむしょ そうだん (2) ケアプランを作成するときは、あらかじめ福祉事務所に相談してくだ さい。
 - ようかいごにんてい けっか まえ (3) 介護サービスを受ける前に、要介護認定の結果とケアプランの写しを ふくしじむしょ ていしゅつ 福祉事務所に提 出してください。

<介護保険に加入していない方>

カルンご

けんこうほけん かにゅう さい かた かいごほけん 健康保険に加入していない40歳から64歳までの方(介護保険のみなし だい ごうひ ほけんしゃ 第2号被保険者)

- かいご かいごほけん おな ひつよう かた ※ 介護サービスを必要とする方には、「介護保険と同じサービス」が生活 ほご きゅうふ 保護から給付されます。
 - ふくしじむしょ そうだん (1) 介護を受けたいときに、福祉事務所に相談してくだ さい。
 - ようかいごにんてい ふくしじむしょ そうだん (2) 要介護認定を受けたいときは、福祉事務所に相談し てください。
 - (3) ケアプランを作成するときは、あらかじめ福祉 じむしょ そうだん 事務所に相談してください。

9 生活保護を利用中に守らなければならないこと

●生活保護を利用する方の権利

じょうけん み かた びょうどう せいかつほご りよう

- (1)条件を満たせば、すべての方が平等に生活保護を利用できます。 はいとう りゅう はってい ほご ふりぇき へんこう
- (2)正当な理由がなく、すでに決定された保護は不利益に変更されることはありません。
- (3)保護費として支給された金品については、税金が課せられたり、差し押さえられることはありません。
- (4)保護を受ける権利は、譲り渡すことができません。

●生活保護を利用する方の義務

- (1)自分の生活をよりよくするために、<u>常に生活の維持向上に努めなければなりません。</u>
 - ○病気やけがで働けない方は、医師の指示を守り、まずは療養してください。
 - はたら かた のうりょく おう しごと はげ
 - ○働ける方は、能力に応じて仕事に励んでください。
 - □ はたら かた しつぎょうちゅう きゅうしょくかつどう **働ける方が失業中のときは、求職活動をしてください。** せいかつ ねだ けいかくてき く こころ
 - ○生活の無駄をなくし、計画的な暮らしを 心 がけてください。
- (2) 生活状況や保護を受ける内容が変わる場合には、すみやかに届出をしなければなりません。
 - ○住 所 を変えるとき。

 - ○仕事が変わったときや、仕事についていなかった方が仕事についたとき。 とゅうにゅう か きゅうよ ねんきん てあてがく ______
 - ○収入があった(変わった)とき。(給与や年金、手当額がた。 まゅうふきん はい変わったとき、ボーナスや他の給付金が入ったときなど、あらゆる収入について申告が必要です。必ず申告してください。)
 - ○その他生活の状況が変わったとき。



- (3)生活保護費は目的どおりに使用しなければなりません。家賃、給食費や 教材費、介護保険料などは、それぞれの支払いに充てることを削削として支給 していますので、ほかの用途に充てることは認められません。
- (4)福祉事務所が行う指導・指示(ケースワーカーの訪問指導を含 む)には従わなければなりません。

き む いはん ほ ご へんこう ていし はいし これらの義務に違反したときは、保護の変更、停止または廃止をされ ることがあります。



ほ ご ひ へんかん 保護費の返還について

次のような場合は、支給した保護費(医療費・介護費を含む)を返還する必要 があります。

資産がありながら保護を受けた場合

- ○年金や手当てをさかのぼって受け取ったとき
- ○不動産や生命保険など活用できる資産が現金化されたとき
- こうつう じ こ ばいしょうきん ○交通事故の賠償金を受け取ったとき

など

せたい じりつ ひつよう けいひ けいひ へんかん めんじょ 世帯の自立に必要な経費がある場合、その経費については返還が免除される 場合があります。

不正に保護を受けた場合

- ○保護の申請や収入申告の内容にうそがあったとき
- ○収入があるのに申告をしなかったとき など

不正に受けた保護費はすべて返還する必要があります。 ちょうえき さらに、3年以下の懲役または、100万円以下の罰金が課 せられることがあります。



ふくしじむしょ じゅきゅうしゃ いちにち はや じりっ ※福祉事務所では、受給者のみなさんが一日も早く自立できる ふくしじむしょ じゅきゅうしゃ せたい じじょう おう ように、それぞれの世帯の事情に応じて、できるだけのお _{てった} 手伝いをします。

しんぱい

心配ごとや困ったこと、またわからないことがありましたら 遠慮なく相談してください。



メモ

あさごしふくしじむしょ 朝来市福祉事務所

あきごしゃくしょ しゃかいふくしか せいかつふくしがかり (朝来市役所 社会福祉課 生活福祉係)

T669-5292

あさごしわだやまちょうひがしたに ばんち 朝来市和田山町東谷213番地1

TEL 079-672-6123 (直通) 079-672-3301 (代表)

あなたの世帯のケースワーカー (地区担当員) は